

第2節 循環型社会の形成



高度成長期以降の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の枯渇や生態系の危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化、海洋プラスチックごみ問題など多岐にわたる地球規模での環境問題を引き起こしており、問題の解決に向けては、ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進する必要があります。

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上や地域循環共生圏形成、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環など持続可能な社会の実現に向けた方向性が示されています。

本市においても、私たち一人ひとりがこれまでの生活のあり方を見直し、自主的・積極的にごみ減量・リサイクルに取り組むとともに、市民・事業者と大阪市とのより一層の連携により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された持続可能な循環型社会の形成をめざします。

1 一般廃棄物対策

(1) ごみ処理(焼却)量の現況

大阪市では、平成28年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画により「2025年度のごみ処理量：84万トン」とする減量目標を定め、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取組み(2R)を進め、ごみ減量の流れを継続・発展させることとしております。

大阪市では、廃棄物等の発生抑制、再使用や再生利用の取組みを積極的に推進しており、平成30年度のごみ処理量は93万トンとなりました。

今後とも、高齢社会の進展など社会構造の変化や大規模災害時の対応も含め、安全かつ安定したごみの適正処理を着実に進めてまいります。

ごみ処理(焼却)量の推移

(単位：万トン)



(2) 主な取組み

一般廃棄物対策として、次の取組みを中心とした施策を進めてきました。今後もこうした取組みについて一層の推進を図ります。

一般廃棄物の減量・リサイクルの取組み循環型社会の形成に向け、大阪市では、排出指定制度、分別排出の促進をはじめ、次の取組みを行っています。

ア. ごみ減量の推進

(7) 古紙・衣類分別収集

ごみの減量を図り、資源の有効利用を進めるため、新聞・段ボール・紙パック・雑誌・その他の紙・衣類について分別収集を実施しています。

平成 30 年度収集量

新聞（折込チラシ含む）3,672 トン、段ボール 6,715 トン、紙パック 72 トン、雑誌 1,243 トン、その他の紙 5,975 トン、衣類 2,240 トン

(イ) コミュニティ回収等の活性化

平成 26 年度から「コミュニティ回収（大阪府が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となり行うもの）」という手法を用いて、より一層の資源集団回収の促進を図っています。

コミュニティ回収活動団体に対しては、古紙・衣類回収の活動量に応じた支援を、資源集団回収活動団体に対しては、古紙回収の活動量に応じた支援を実施しています。

平成 30 年度 支援団体数

コミュニティ回収活動団体：75 団体

資源集団回収活動団体：2,807 団体

(ウ) 乾電池などの拠点回収

乾電池・蛍光灯管などの回収を促進するため、区役所等の本市公共施設に加え、スーパーマーケットなどの民間施設などに回収ボックスを設置しています。

平成 28 年 4 月からは環境事業センターにて水銀血圧計を、平成 29 年 2 月からは水銀温度計を受付回収しています。また、平成 30 年 10 月からは蛍光灯管の電話申し込みによる訪問回収を実施しています。

使用済小型家電については、平成 26 年 3 月から、区役所等の公共施設に回収ボックスを設置しています。なお、平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までは、回収した小型家電由来の貴金属を用いて東京オリンピック・パラリンピックのメダルを作成する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。また、令和元年 6 月から使用済小型家電回収の解体・分別の処理工程で、障がい者の雇用・就労機会の創出を図るため福祉施策との連携を実施しています。

平成 30 年度回収量：乾電池 89 トン、蛍光灯管 24 トン、インクカートリッジ 5 トン、使用済小型家電 21 トン

(エ) マタニティウェア・ベビー服・子ども服の回収及び展示・提供

使用期間が限定されている衣類のリユース（再利用）促進のため、環境事業センターにおいて受付回収を実施するとともに、電話申込みにより職員がご

家庭まで引取り回収を行っています。回収したマタニティウェア等は、環境事業センター市民啓発コーナー等に展示し、市民に無料で提供しています。

平成 30 年度回収量：23 トン

展示提供数：66,343 点

(オ) 古紙・衣類の持ち去り行為に関する規制

本市の収集のために排出された、または、地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類を対象として、廃棄物の減量と適正処理を促進する目的から、平成 29 年 4 月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の一部改正を行い、古紙・衣類の持ち去り行為等を規制しています。なお、禁止行為に違反したものに対する指導、過料、氏名等公表等の規定については平成 29 年 10 月より施行しています。

イ. 事業者へのごみ減量指導

(7) 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

焼却工場に搬入されるごみに混入した産業廃棄物等の搬入不適物の排除を図るため、平成 21 年 4 月以降、焼却工場における搬入物チェックを強化し、産業廃棄物等が発見されれば、収集業者並びにごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系廃棄物の適正区分・適正処理を推進しています。

(イ) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

事業者から排出される紙類をリサイクルルートに回す取組みを促進するため、平成 25 年 10 月から、資源化可能な紙類について焼却工場への搬入を禁止し、搬入物チェックにおいて、資源化可能な紙類が発見されれば、産業廃棄物と同様に搬入不適物として排出事業者等に対する啓発指導の取組みを推進しています。

(ウ) 特定建築物*の減量指導

特定建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付け、それに基づき立入検査を行い、ごみ減量に向け助言・指導を行っています。

立入検査の結果、改善を要する場合は改善勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該建築物名及び建物の所有者等の氏名を公表します。

また、当該建築物から排出される廃棄物の処理施設への搬入を拒否する場合があります。

平成 31 年度対象建築物：4,272 件

(I) 事業者のごみ減量に対する表彰制度

特定建築物のうち顕著な功績を上げている建築物に対し、「ごみ減量優良標」を年度ごとに贈呈したうえで、一定期間連続して「優良標」を受けた建築物に対し、「環境局長表彰」を実施しています。平成20年度からは「環境局長表彰」後も継続して優秀な取組みを行っている建築物に対し、「市長表彰」を実施しています。

平成30年度市長表彰建築物：44件
平成30年度環境局長表彰建築物：34件
平成30年度ごみ減量優良標贈呈建築物：506件

(オ) 事業系ごみ減量セミナー開催

排出事業者に、ごみの減量・リサイクルについて理解を深めていただき、ごみ減量推進の取組みを自主的に進めることができるように、事業系ごみ減量セミナーを開催しました。

平成30年度 開催回数：2回
(内1回は廃棄物管理責任者講習会と併催)
参加者数：2,549人

ウ. 普及啓発

(ア) ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ ごみ減量市民セミナー等の開催

大阪市のごみ減量について考え、実践につなげる手立ての知識を深めるために、ごみ減量市民セミナーを開催しました。

平成30年度 開催回数：6回
参加者数：89名

「ごみ減量強化月間」の取組み

10月の「ごみ減量強化月間」の取組みとして、環境局が実施するイベントをはじめ、市内各所で「ごみ減量・リサイクル」に皆さんが取り組んでいただけるよう啓発活動を実施しました。

ごみとリサイクルの流れ見学会の実施
ごみ分別の必要性や大阪市のリサイクルの流れについての理解を深めていただくために、リサイクル施設などの見学会を開催しました。

平成30年度 開催回数：11回
参加者数：254名

大都市減量化・資源化共同キャンペーン
政令指定都市と東京23特別区が共同でポスターなどを作製し、毎年10月に一斉掲出しています。

区民まつりへの参加
各区の区民まつりに啓発コーナーを設置し、

ごみ減量や3R(Reduce:ごみの発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)について啓発しています。

各種イベントにおけるごみ減量・リサイクルコーナーの運営

地域における各種イベントに参加し、地域の特性に応じた各種働きかけを行っています。

エコ・クッキング

調理材料を無駄にせず使い切ることをテーマに開催しています。

平成30年度 開催回数：11回 延べ232名参加

ごみ分別アプリ

平成27年4月から、ごみ分別検索や収集日カレンダーなど便利で分かりやすい機能を搭載したスマートフォン対応アプリを配信しています。



ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000309005.html>

アプリのインストール

App StoreまたはGoogle Playから「さんあ〜る」で検索。

平成30年度アプリのアクセス数：1,231,859件

インターネットによる各種啓発活動

インターネットを効果的に活用し、環境局ホームページを通じて情報発信を行い、ごみ減量・リサイクルの取組みへの理解を深めていただいています。

(イ) 食品ロス削減に向けた取組み

家庭で取り組む「食品ロス」削減の推進

広報紙やホームページ等の広報媒体の活用や区民まつり等のイベントにおいて、家庭で簡単

に実践できる、食べきり、使いきり、水きりによる生ごみの「3きり」運動を推進し、手つかずの食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」の削減を図る取組みを行っています。

○フードドライブ

家庭で余った食品を福祉団体等へ無償譲渡するノウハウを有する事業者と令和元年6月に「フードドライブ連携実施にかかる協定」を締結して「フードドライブ」を進めています。

令和元年7月現在締結事業者：2事業者

○食べ残しゼロ推進

平成29年11月から大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度を設け、小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活動などに取り組む飲食店を「大阪市食べ残しゼロ推進店」として登録し、本市ホームページなどを活用して取組みを紹介しています。

また、平成29年12月に一般社団法人大阪外食産業協会、平成31年4月に株式会社京阪神エルマガジン社それぞれと「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定を締結し、食品廃棄物の減量に取り組んでいます。

「大阪市食べ残しゼロ推進店」登録店舗
令和元年7月現在：90店舗

(ウ) プラスチック資源循環の取組み

令和元年の「G20大阪サミット」及び「2025年大阪・関西万博」の開催地として、SDGs（持続可能な開発目標）先進都市をめざし、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」による府市連携を基本とした取組みを進めてまいります。

○「大阪エコバッグ運動」の推進

協定の締結・拡充等による「大阪エコバッグ運動」を推進しています。また、「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」に参加している事業者・市民団体とともに「お買い物にはマイバッグを!!」（啓発イベント）を開催しました。

平成30年度 開催回数：7回

○みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト

地域・事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステム（みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト）に関する連携協定を締結しました。

○国連環境計画（UNEP）、国際環境技術センター（IETC）との連携

国連環境計画（UNEP）、国際環境技術セン

ター（IETC）と連携し、プラスチック資源循環など環境分野における大阪市の取組みを世界に発信しています。

○友好都市（上海市）と廃棄物分野の都市間協力

都市間協力による3Rと適正処理の確保を行っています。

○大阪市「プラスチックごみ削減目標」

国の「プラスチック資源循環戦略」に合わせて令和元年5月に大阪市「プラスチックごみ削減目標」を策定しました。

エ. 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量・リサイクルの推進

地域における自主的なごみ減量・リサイクル活動を大阪市と連携・協働して推進するリーダーとして「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」を設置し、「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発、資源集団回収活動やガレージセールなど3R活動の促進、分別収集への排出協力の啓発などの推進を図っています。

○ガレージセールの開催

廃棄物減量等推進員と協働し、家庭で不用になった品物の有効活用を目的に開催しています。

平成30年度
開催回数：19回
出店数：1,844店 入場者数：47,691名

② 一般廃棄物の適正処理

ごみの円滑な処理体制を維持するために、ごみの減量推進とともに、焼却・破砕等の中間処理施設の整備を図っています。

ア. ごみの中間処理

ごみの焼却処理は、3Rを行ったのちのごみを減量・減容化するとともに、衛生的に処理することができ、快適な生活環境の保持に貢献しています。

また、ごみ減量化と中間処理の過程におけるリサイクルを推進するため、大阪全域から発生する粗大ごみ等は破砕設備で処理を行い、金属回収を実施しています。

なお、焼却工場では、焼却処理による二次公害を防ぐため、ばいじん及びダイオキシン類*等排ガス対策、臭気対策、排水対策、騒音対策を行うとともに、工場の処理機能が十分に発揮できるように、常に整備に留意し、公害防止に万全を期しています。

イ. 最終処分

北港処分地（夢洲）は大阪市の最終処分場です。貴重な最終処分空間を有効に活用するため、廃棄物

の減量・減容化を図るとともに、汚水対策・発生ガス対策・害虫対策・飛散防止対策など公害防止対策に取り組んでいます。(受入最終年度:令和7年度)

また、廃棄物の広域的処理の観点から、「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められてい

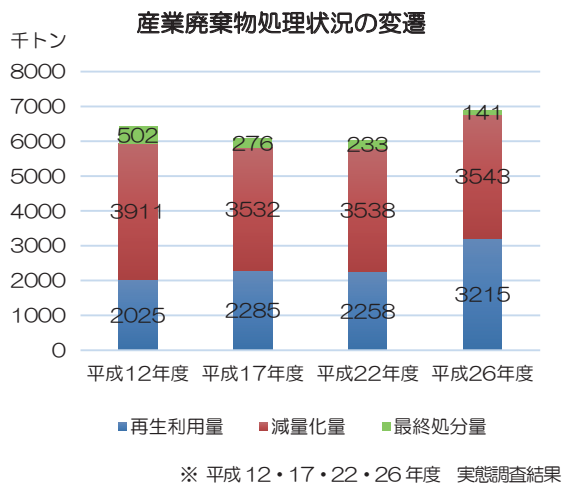
る「大阪湾フェニックス計画」(174 地方公共団体、4 港湾管理者が出資 平成 31 年 3 月現在)に参画し、長期的展望に立った最終処分地の確保を図っています。(2 期受入最終年度:令和 14 年度)

2 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物の現状

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「廃棄物処理法」に定められた 20 種類のことを指します。

平成 27 年度に実施した排出実態調査の結果、平成 26 年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で 690 万トン(公共施設を含む)であり、そのうち 685 万トン(99.3%)が中間処理され、331 万トン(48.0%)の処理残さが生じ、354 万トン(51.4%)が減量化されました。再生利用量は、直接再生利用される 1.1 万トンと処理後再生利用される 320 万トンを合わせた 321 万トンで、最終処分量は、直接最終処分される 3.5 万トンと処理後最終処分される 11 万トンを合わせた 14 万トンとなっています。



(2) 主な取り組み

産業廃棄物対策として、次の取り組みを中心とした施策を進めてきました。今後もこうした取り組みについて、一層の推進を図ります。

① 産業廃棄物対策

ア. 減量化・適正処理の推進

「廃棄物処理法」及び「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき、産業廃棄物の多量排出等の事業者や産業廃棄物処理業者に対して、立入調査の実施や処理状況の報告を求めるなど、規制・指導を行っています。

イ. 水銀廃棄物の処理対策

廃棄物処理法施行令の改正により、廃金属水銀等が新たに特別管理産業廃棄物に指定され、蛍光灯及び水銀使用ボタン型電池等の水銀使用製品産業廃棄物について処理基準が追加されたことから、事業者に対して適正処理に向けた周知・指導を行っています。

ウ. ポリ塩化ビフェニル (PCB) *廃棄物の適正処理

「大阪市 PCB 廃棄物処理計画」を策定し、市内に保管・届出されている PCB 廃棄物のほか、PCB 使用製品及び未届出の PCB 廃棄物については、掘り起こし調査を実施するなど、大阪市役所保管分も含めた市域内における PCB 廃棄物の処理期限内の早期適正処理に向けた取組みを進めています。

また、高濃度 PCB 廃棄物を処理する中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所の操業については、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会を通じて、適正処理の確保と情報公開に努めています。

エ. 有害使用済機器に係る規制指導

廃棄物処理法の改正により、有害使用済機器(雑品スクラップ)の保管の届出等、規制が強化されたため、事業者に対して適正処理に向けた周知・指導を行っています。

オ. 自動車リサイクル法に基づく規制指導

自動車リサイクル法に基づく解体業及び破砕業の許可など規制・指導を実施しています。

② 公共関与

市域が狭小で中小企業が多い大阪市では、産業廃棄物の処理が生活環境や産業活動に重大な支障をきたさないように、長期的、安定的な処理対策として一定の公共関与を行っています。

大阪湾広域臨海環境整備センター

廃棄物を広域的に処理するために、港湾に広域処理場を建設、運営する事業主体の組織法人である「大阪湾広域臨海環境整備センター」に、関係地方公共団体及び関係港湾管理者として出資を行っています。